

事業報告の概要

平成25年度事業計画に基づき、宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、本県における地域福祉推進の中核機関として、市（区）町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）をはじめ、福祉諸団体、NPO法人、ボランティア等の幅広い関係者との連携・協働のもと、高い公益性とともに民間法人としての自主性、創造性を発揮して『誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり』に取り組むことを経営理念に掲げ、豊かな福祉社会の実現を目指してきました。

また、3.11東日本大震災（以下「大震災」という。）から3年が経過し、被災地市町村社協では復旧支援から復興支援へ着実に移行しておりますが、被災住民等の自立・生活再建は長期化しているため、当該社協との連携・協働により支援を継続して行いました。

経営方針として、次の項目を掲げ事務事業に取り組みました。

- 1 大震災により被災した住民等に対して地域福祉推進の観点から支援を行います。
- 2 地域福祉を総合的に推進します。
- 3 福祉人材の確保と育成に向けた取り組みを推進します。
- 4 福祉サービス利用者等の権利擁護活動を推進します。
- 5 社会福祉施設等の適正な運営に努めます。
- 6 法人の適正な運営に努めます。

主な事務事業

1 大震災への対応

県社協では、平成24年度より「震災復興支援局」を設置し、大震災により被害を受けた沿岸部の社協の支援を行ってきましたが、被災地の地域コミュニティ再生支援及び仮設住宅等で生活する被災住民等の自立・生活再建に向け、平成25年度も引き続き沿岸部5市3町社協へ職員を派遣し支援を行いました。

また、「震災復興定例支援会議」を開催し、被災市町社協をはじめ国、県、関係機関及びNPO団体や支援組織等と情報の共有を図るとともに、課題対応について検討を行いました。さらに、「被災地社協会長会議及び宮城県副知事との情報交換会」を開催し、国等の財政支援や今後の復興方策等について意見交換を行いました。

そうした中で、被災地圏域の被災住民の世帯のニーズ等に応じて生活福祉資金における生活復興支援資金等の貸付や、福祉サービスの利用援助等を必要とする高齢者や障害者等への相談・支援を実施するなど、セーフティネット機能を活かし、被災住民の自立支援を行いました。

また、福祉人材センターでは被災地において国の時限的な措置の福祉・介護人材マッチング支援事業を活用し、福祉・介護人材の確保に向けた就職面談会等を開催し、求職者及び求人事業所の支援を行いました。

本会が運営する施設、事業所等では、被災地において福祉的サポートが必要な高齢者や障害児（者）の相談支援等をとおして、そのニーズに合わせた自立支援に努めました。

2 地域福祉の推進

(1) 県社協地域福祉推進計画の進行管理

近年の社会福祉の動向として、急速な少子・高齢化の進行等による地域における様々な福祉ニーズへの対応が求められています。さらに大震災後の被災地における、地域コミュニティの復興等へ向けた活動の推進や孤立などの今日的な課題への対応も求められており、それらを踏まえ策定した「県社協地域福祉推進計画」の進行管理を行うとともに、市町村社協が計画的に地域福祉を推進できるよう支援しました。

(2) 市町村社協等への支援

地域福祉推進の指針として市町村社協が策定する、地域福祉活動計画の策定支援を7市町社協に対して行いました。また、市町村社協基盤強化・ネットワークの構築を目指し、市町村社協と協働し活動状況の実情把握を行うなど連携を図りました。また、事務局長会議等を開催し市町村社協相互の連携を促しました。

(3) 災害ボランティア受入体制整備

大震災の経験と教訓を踏まえて、県及び市町村災害ボランティアセンター運営スタッフの育成とスキルアップを図るため、災害時の救援活動をテーマに設置運営の訓練や研修会等を実施しました。また、災害時相互支援協定の締結に向け県内市町村社協と協議しました。

(4) 生活福祉資金貸付等の促進

昨今の厳しい経済・雇用情勢や大震災により、低所得世帯等の生活実態が深刻化していることを十分に踏まえ、市町村社協と連携しセーフティネット貸付として、その世帯のニーズや実態に合わせた生活福祉資金の貸付を行い、世帯の自立、更生支援に努めました。また、貸付世帯の償還促進のため生活状況等を確認しながら、その状況に応じた償還指導を実施して適正な債権管理を行いました。また、本会が策定した被災地の地域福祉活動指針（ガイドライン）に基づき、県内の事業者と「災害時における業務委託に関する協定」を締結しました。

(5) 介護福祉士等修学資金貸付の実施

質の高い福祉人材の養成確保を目的に介護福祉士、社会福祉士養成施設等で資格取得を目指す学生に対し、養成施設等と連携し修学資金の適正な貸付を行い、卒業後の就労支援を行いました。

(6) 日常生活自立支援（まもり一ぶ事業）の充実

この事業の充実を図るため、より身近な地域で住民のニーズを掘り起こし、地域で暮らす認知症高齢者や障害者の方々が安心して福祉サービス利用援助等の支援が受けられるように、基幹的社協方式（気仙沼社協）に関する協議を進め、平成26年4月1日から業務委託できるよう契約調印を行いました。また、既に委託した基幹的社協に対しては、円滑に事業推進が図られるよう継続支援を行いました。

(7) 高齢者の社会貢献活動の推進とスポーツ・文化の振興

宮城いきいき学園5校では、高齢者の生きがいと健康づくりの学習や講座等とおして、卒業後もボランティア活動を行う等、地域社会に貢献できる人材育成を行いました。

また、高齢者のスポーツ・文化の祭典である第26回全国健康福祉祭こうち大会（ねんりんピックよさこい高知2013）への選手派遣や宮城シニア美術展を開催するなどして、その振興に努めました。

3 福祉・介護人材の確保と育成

(1) 福祉・介護人材の確保

福祉・介護人材の確保のため、福祉人材無料職業紹介事業による職業紹介と斡旋をはじめ、就職フェアの開催及び就労・定着支援研修等を実施しました。

また、国の時限的な措置の「介護福祉士等修学資金貸付事業」「福祉・介護人材マッチング支援事業」による福祉人材の確保に努めました。

(2) 専門性の高い福祉人材の育成

県受託研修の社会福祉施設職員研修をはじめ、介護支援専門員研修、喀痰吸引研修等の専門研修や社会福祉情勢を反映したテーマの自主研修を実施し福祉現場等に従事する職員のスキルアップに努めました。

また、知的障害者の福祉施設・事業所等への就労支援としてホームヘルパー2級の養成研修を実施しました。

4 権利擁護の推進

福祉サービス第三者評価事業の評価機関としての事業実施や、福祉サービス利用に関する運営適正化委員会における、福祉サービスの利用者等からの苦情解決をとおして、施設・事業所が提供する福祉サービスの質の向上を目指して取り組みました。

5 社会福祉施設等の適正な運営

(1) 指定管理施設及び設置施設の運営

宮城県及び岩沼市からの指定管理施設並びに設置施設の運営については、高齢者、障害者等の入所施設、事業所等の種別目的に沿って、利用者及びその家族等のニーズに合わせ、生活支援や就労支援等を行うとともに、利用者の安心・安全な生活を確保するため、虐待や事故防止等のリスク管理を徹底し適正な運営に努めました。また、利用者の生活の質の向上を図るため、福祉サービス第三者評価の受審や福祉QCサークル活動による業務改善の取り組みを実施しました。

(2) 放課後等デイサービス事業所の開設

仙台北地域福祉サービスセンターでは、放課後等デイサービス事業所「なないろくれよん」を平成25年6月1日に新規に開設しました。

利用者が通学する学校と連携し、障害児に対して放課後や夏休み期間等において、生活能力向上のためのメニューを設け、利用者、その家族の希望を踏まえたサービスの提供を行いました。

(3) 地域支援センター「なごみな」の円滑な運営

平成25年2月1日に建物を新築し開設した地域支援センター「なごみな」では、地域の高齢者や障害者等の利用定員を拡充し、通所介護事業をはじめとし居宅介護支援事業、訪問介護事業等を展開するとともに、地域の一般住民へも相談及び研修等の機能を開放するなど、地域に密着した在宅福祉サービスを提供し円滑な運営を行いました。

6 適正な法人経営

(1) 被災地市町社協への支援

昨年度に引き続き、被災市町の社協、関係機関、団体等との連携・協働により被災住民等の自立・生活再建に向けた支援を行いました。

(2) 人事制度及び人材育成等の再構築

人材育成の観点から能力、資格、経験等のキャリアアップの仕組みや、階層別研修体系等を導入した「人材育成基本方針」及び「法人内職員研修規程」を平成25年4月1日に制定し、これらに基づく職員研修を実践しました。また、一部の研修については、市町村社協職員も受講できるよう対象を拡大しました。

(3) 健全な法人運営

コンプライアンス（法令遵守）経営を基本に、運営上のリスク管理等の徹底を図り、健全な法人運営に努めてきました。

総務部内に専属職員を配置し、地震等による災害時に事務事業を円滑に継続するため、大震災の教訓が生かされるよう危機管理計画の見直しを行うとともに、事業継続計画（BCP）の策定に向けた準備を行いました。また、災害時における通信手段の確保を図るため、衛星携帯電話（10台）を整備するとともに、定期的に通信訓練を行いました。